

令和8年度

建設工事競争入札参加資格審査申請書(中間年)提出要領

苅田町が発注する建設工事の競争入札参加資格審査申請書（中間年）（以下「申請書」という。）の受付を、次のとおり行いますので、この要領をよく読んで必要書類を提出してください。

申請要領

1 対象者

町内建設工事業者（苅田町内に主たる営業所を設置し、指名登録を受けている業者）

2 申請者の資格

次に掲げる要件に1つでも該当する者は、申請できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 町税、国税及び県税の滞納がある者
- (3) 経営状況等が著しく不健全であると認められる者
- (4) 申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号、以下「法」という。）第3条に規定する許可を令和3年2月1日から令和8年1月31日までの間に取得していない者
- (7) 法27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査に基づく、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出できない者

3 受付方法

電子申請（持参も可）

4 受付期間及び受付時間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月2日（月）まで（ただし、閉庁日を除く）

【持参の場合】（午前 9：30～11：30 午後 1：00～4：30）

5 受付場所

【持参の場合】苅田町役場3階 財政課契約検査室

6 提出書類

苅田町のホームページ(<https://www.town.kanda.lg.jp/>)からダウンロード出来ます。

（次ページへ続く）

※必ず今回掲載している様式を使用して下さい。(毎回様式を改訂していますので、以前提出したものとのまま提出することはしないで下さい。)

7 提出部数 【持参の場合】1部

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、**令和9年4月30日**までです。

9 注意事項

- (1) 申請工種等の追加変更は、有効期間中は原則として認めません。
- (2) 入札参加資格を認めた者の名簿は、公開の扱いとしますので、ご承知おきください。
- (3) 入札参加資格を認められても、必ずしも指名があるとは限りません。
- (4) 申請書提出後、記載事項等について必要に応じ実態調査等を行なう場合があります。
実態に即し、正確に記入してください。なお、記載事項等が事実と相違していることが判明した場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (5) 書類不備の場合は受付いたしません。
- (6) 申請書提出後、変更が生じた場合は速やかに変更届を提出して下さい。
- (7) 町税等の完納はもちろんのことですが、**住宅新築資金等貸付金、保育料、奨学金貸付金、給食費、町営住宅家賃等の滞納がないように特にお願いします。**
- (8) 対田町暴力団排除条例の施行に基づき、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるため、代表者及びその役員について福岡県警に照会します。
- (9) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入義務のある方は、加入するようにして下さい。経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書にて確認いたします。